

監査委員意見書

令和4年3月18日

広島県監査委員

目 次

定例監査等の結果

- 1 令和3年度定例監査等の結果 1

意 見

- 1 契約事務の適正な執行について 2
- 2 修繕等工事の適正な執行について 3
- 3 実効性のある内部統制制度について 3
- 4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について 4

知事の要請による監査の結果

- 1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について 5

措置等の状況

- 1 監査結果に対する措置等の状況 6

- 資料1 令和3年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について . . . 7

- 資料2 監査結果に対する措置等の状況 9

定例監査等の結果

1 令和3年度定例監査等の結果

令和3年度は、県の機関70機関、財政的援助団体等20団体に対し監査を実施した。

その結果、指摘事項52件、改善を求める事項19件、検討要請事項9件となっており、依然として不適切な事務処理等が多数あった。

区 分	監査実施機関(団体)数		監 査 結 果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	計
県 の 機 関	70	31	51	16	7	74
財政的援助団体等	20	4	1	3	2	6
合 計	90	35	52	19	9	80

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(資料1「令和3年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)について」参照7ページ)

意見

1 契約事務の適正な執行について

契約事務の執行に当たっては、競争入札の実施により、公正性、競争性及び透明性の確保を図る必要があるが、本年度も次のとおり不適正な事務処理があった。

この中には、契約制度に関する基本的事項に対する理解不足によるもののほか、本年度においても、合理的理由なく分割して発注し意図的に競争入札を回避したと受け取られかねない事案が含まれており、再発防止に向けて、チェック機能の強化に加え、組織のコンプライアンス意識の向上に引き続き取り組んでいただきたい。

また、随意契約を行う場合、その留意点に関する会計管理部の通知等を踏まえ、随意契約を行う理由や業者選定の具体的理由を明確にし、適正かつ客観的な根拠を示すよう継続的に取り組んでいただきたい。

- (1) 委託業務や物品購入の事務において、合理的な理由のないまま分割して発注し、競争入札を実施していない契約が複数あった。
- (2) 一者による随意契約の締結において、契約の相手方が業務を実施できる唯一の業者であることについて、客観的かつ具体的な根拠が示されていないものがあった。
- (3) 委託契約における事務において、決裁権者を誤ったまま事務処理しているものがあった。
- (4) 委託契約において、再委託の事務手続が適正に行われないうまま、委託業務の一部が再委託されているものがあった。
- (5) 複数の業務の一括発注の事務において、主要な業務を明確にせず事務処理しており、落札者以外の見積書を徴取した者が当該業務の入札参加資格を有していないものがあった。
- (6) 予定価格が法令で定められた随意契約の上限額を超えているにもかかわらず、合理的理由なく随意契約しているものがあった。

2 修繕等工事の適正な執行について

修繕等工事の業務執行に当たって、公共工事の担当機関以外の機関において、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないなど不適正な事務処理や、専門的知識を有した者が完了検査や確認を行ったことが書面で確認できないなど不適正な事務処理につながりかねない状況が見受けられた。

これらの状況は、工事に関する基本的な事務処理の認識不足に加え、専門的な知識が十分ではなく、また、発注機会も少なく業務に不慣れなことが要因として考えられる。

このため、修繕等工事の設計・発注・施工管理・検査など一連の業務の適正な執行に向けて、組織的な支援の仕組みを検討していただきたい。

3 実効性のある内部統制制度について

令和2年度から内部統制制度が導入され、内部統制の推進に向けて、不適正事案の発生リスクの低減や未然防止のための取組が行われているが、これまで述べたものをはじめ、不適正な事務処理が繰り返し発生している。

これらの中には、監査において指摘等を行った機関では改善・是正のための措置が講じられるものの、他の機関では翌年度以降も同様の不適正な事務処理が改善・是正されていない事例が多く見受けられるほか、指摘等を行った機関において、数年後に同様の不適正な事務処理が発生している事例も見受けられる。

このため、各所属におけるチェック機能の強化等による不適正事案の未然防止や早期発見・是正の取組を推進するとともに、制度関係課が中心となって、不適正事案の要因を分析し、その根本原因を明らかにして必要な対策を講じるなど、内部統制のPDCAサイクル（整備、運用、評価、見直し）の各段階の取組を充実させ、実効性のある内部統制を実践していただきたい。

4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、人材の確保・育成が重要であり、デジタル技術の知識や能力を有し、かつ、県業務に精通した職員を育成していただきたい。併せて、高度な専門性が求められる分野には、外部人材を登用し、その活用に当たっては、求める能力や役割を明確にするとともに、確保した外部人材を適正に評価し、外部人材活用による効果や成果を検証していただきたい。

また、県業務のデジタル化は、業務の効率化に加え、システムによるチェックや作業の自動化などによる不適正事案の発生リスクの低減や未然防止など、内部統制の強化につながることを期待できる。このため、業務プロセスの見直しを行いつつ、AIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化・適正化等に積極的に取り組んでいただきたい。

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について

(1) 監査概要

ア 執行日

(ア) 土木建築局 令和3年8月5日

(イ) 広島高速道路公社（以下「公社」という。） 令和3年12月6日

イ 監査内容

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等の確認

(2) 監査結果

公社では、令和2年12月に策定された「公社改革の方向性」に基づき、再発防止など個別の対策と合わせて、抜本的な対策として変化に柔軟に対応できる強靱な組織力を築く取組を進めており、令和3年4月に、経営会議を設置するとともに、監査室を設けて公社改革の方向性に基づく取組の実施状況等について業務監査を行うほか、学識経験者による入札監視委員会の開催や研修等による法令遵守の意識向上に取り組むなど、再発防止等については着実に実施されている。

また、県では、公社改革推進会議などを通じ、公社改革の取組状況や公社の課題等について、県・広島市・公社が情報共有しながら議論を進め、必要な指導・助言を行っている。

今後も、再発防止や公社改革の取組が公社の組織にしっかりと根付き、県民・市民から信頼される公社の実現に繋がるよう、継続的に取り組んでいく必要があり、県においては、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県の外部統制が機能するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については、措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等88件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」は78件(88.6%)となっている。

<確認結果>

(単位：件)

区 分	確認対象件数			措置等の状況				
	元年度	2年度	3年度	改善済み・見込み	改善に着手	検討に着手	取り組んでいない	その他
2年度 指摘・改善事項			75	(98.7%) 74	(1.3%) 1			
元年度 指摘・改善事項		95	8	(37.5%) 3	(62.5%) 5			
30年度 指摘・改善事項	60	7	5	(20.0%) 1	(40.0%) 2	(20.0%) 1		(20.0%) 1
合計			88	(88.6%) 78	(9.1%) 8	(1.1%) 1		(1.1%) 1

<改善が図られた主なもの>

- ・ 公の施設の利用料金の減免に係る決裁規程の確認など事務手続の徹底
- ・ 行政文書の適正管理に向けた事例の周知共有など再発防止の取組の実施

<改善が不十分であり、引き続き取組状況の報告を求める主なもの>

- ・ 県立広島病院における未収金の解消に向けた取組の強化及び新規発生防止対策の実施

(資料2「監査結果に対する措置等の状況」参照 9ページ)

令和3年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について

令和4年3月18日

監 査 委 員

1 定例監査等の実施機関数

令和3年度監査基本計画に基づき県の機関70機関及び財政的援助団体等20団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項52件、改善を求める事項19件、検討要請事項9件である。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	
県の機関	知事部局等	38	18	21	10	3
	教育委員会	25	9	26	6	2
	警察本部	7	4	4	0	2
	小 計	70	31	51	16	7
財政的援助団体等	出資等団体	7	2	1	1	2
	補助金交付団体	5	1	0	1	0
	公の施設の指定管理者	8	1	0	1	0
	小 計	20	4	1	3	2
合 計	90	35	52	19	9	

※1 県の機関には、令和2年度に実施した県立広島叡智学園高等学校、中学校を含んでいる。

※2 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、令和2年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	4(3)	0(1)	0(1)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	21(17)	7(4)	3(4)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	13(14)	3(2)	1(3)
	工事(工事や補償に係る事務など)	6(4)	2(4)	1(0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	7(5)	4(4)	2(10)
	小 計	51(43)	16(15)	7(18)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	会計処理全般に係るもの	1(3)	0(0)	0(1)
	資産・負債関係に係るもの	0(1)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	0(5)	1(3)	0(1)
	補助金等に係るもの	0(1)	1(1)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	0(0)	1(0)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(3)	0(0)	2(0)
	小 計	1(13)	3(4)	2(2)
	合 計	52(56)	19(19)	9(20)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 行政財産使用料の徴収について、令和3年度分の収入手続が行われていなかったもの（環境県民局）
- 委託契約において、再委託の承認がないまま、委託業務の一部が再委託されており、また、当該業務の契約主体が企業局へ移管した以降の再委託も同様に承認手続きがされていなかったもの（企業局）
- 委託契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、超えていないものと誤認して随意契約していたもの（県立広島叡智学園高等学校）
- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定められた手続を行っていなかったもの（教育委員会など2機関）
- 消防用設備の保守点検において、数量を誤って特記仕様書を作成していたもの（県立教育センターなど5機関）
- フロン類を使用した機器について、簡易点検を実施していなかったもの（県立広島叡智学園高等学校など5機関）
- 工事請負契約において、工事の施工管理に必要な書類の提出を受注者から受けておらず、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていなかったもの（北部総務事務所、西部こども家庭センター）
- 行政財産の使用許可について、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（東部建設事務所、広島中央警察署）
- 財産調査について、実地調査を行っていなかったもの（総務局、教育委員会）

イ 改善を求める事項

- 委託契約において、合理的な理由なく分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由に見積合わせを行っていたことから、契約の公平性、透明性を確保するため、適切な契約方法を選定するよう求めたもの（農林水産局、議会事務局）
- 物品契約事務において、同じ仕様や同種の物品を同時期に購入しているにもかかわらず、合理的な理由なく分割して発注している契約があったことから、契約の公平性、透明性を確保するため、原則一般競争入札に付するとともに法令、規則等に従った適切な契約方法を選定するよう求めたもの（県立広島叡智学園高等学校）
- 工事の執行について、営繕工事に該当するものと考えるのが相当と思われるものを土木工事として学校で発注していたことから、工事の発注に当たっては疑義が生じないよう、教育委員会事務局及び営繕課と十分に調整を行うよう求めたもの（県立広島叡智学園高等学校）
- 工事請負契約の指名業者選定について、透明性の確保、適正な施工の確保のため、指名業者の選定理由を明確にするよう求めたもの（県立安芸府中高等学校）
- 起案文書について、文書管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用するよう求めたもの（県立呉高等技術専門校、西部農林水産事務所、県立歴史民俗資料館）

ウ 検討要請事項

- 委託契約において、地方自治法施行令167条の2第1項第1号により随意契約を行っているが、見積書を1者しか徴していなかったことから、複数の者から見積書を徴することや、1者のみから見積書を徴する客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性、公平性の確保に取り組むよう要請したもの（総務局）
- 委託契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて随意契約を行っているが、競争入札に適さない理由が明確でなく、相手方選定に当たり非代替性が客観的に検証されていなかったことから、随意契約を行う理由や業者選定の理由を明確にした上で、県民から納得が得られるものか否か検証するよう要請したもの（病院事業局）
- 工事請負契約において、予定価格が250万円未満の工事で、随意契約により行う場合であっても、各警察署で契約の公平性や競争性が確保され、かつ過度の低価格入札への対応策にも配慮した取組ができるよう、取組を検討するよう要請したもの（警察本部）

(2) 財政的援助団体等

- リース取引の処理方法に係る財団の規程の内容が公益法人会計基準に適合しておらず、資産計上が必要なリース物件が貸借対照表に計上されていなかったもの（ひろしまこども夢財団：指摘事項）

※ ●は監査委員意見書に記載している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 30 年度から令和 2 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和 2 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 14 項）、平成 30 年度及び令和元年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 88 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」88.6%（昨年度は 82.7%，一昨年度は 80.3%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			元年度	2 年度	3 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
2 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関			58	57	1			
		出資法人等			17	17				
	計			75	74	(98.7%)	(1.3%)			
元 年 度 指 摘 ・ 改 善	定 例 監 査	県機関		71	6	2	4			
		出資法人等		22	2	1	1			
		小計		93	8	3	5			
	重点行政監査 (間接補助金)		2	0						
	計		95	8	3	5	(37.5%)	(62.5%)		
30 年 度 指 摘 ・ 改 善	定 例 監 査	県機関	52	6	4	1	2	1		
		出資法人等	3	0	0					
		小計	55	6	4	1	2	1		
	重点行政監査 (指定管理者制度)	5	1	1					1	
	計	60	7	5	1	2	1		1	
合計					88	78	8	1		1
						(88.6%)	(9.1%)	(1.1%)		(1.1%)

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

【参考：各年度指摘分の改善状況（令和 3 年度現在）】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和 2 年度	75 件	74 件	98.7%
令和元年度	95 件	90 件	94.7%
平成 30 年度	60 件	56 件	93.3%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について（令和2年度定例監査）

- ① 一連の業務を、合理的な理由なく分割して発注し、競争入札を実施していないものについて、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性を確保するため、一括発注による競争入札を実施することとされた。（農林水産局）
- ② 委託契約において、具体的な理由なく随意契約をするとともに、契約内容が仕様書で明確に定められていなかったことについて、具体的な随意契約理由を記載するとともに、仕様書に位置図を添付するなど、契約内容を明確に定めることとされた。（土木建築局）
- ③ 委託契約において、知事ではなく、課長名で契約を締結していたものについて、広島契約規則を徹底させ、承認及び決裁権者においても漏れなく確認することとされた。（商工労働局）

(2) 決裁手続き等の適正化について（令和2年度定例監査）

公の施設の利用料金について、必要な決裁等を経ず特定の者に対し減免することとしていたものについて、広島県決裁規程の解釈に疑義がある場合は、決裁規程の所管課にも解釈方法について確認を取るなど、適正な事務手続の徹底が図られた。（環境県民局）

(3) 行政文書の適正管理等について（令和2年度定例監査）

- ① 起案や契約書の所在が不明となっているものについて、所在を確認するとともに、再発防止策として課内で今回の事例を周知共有するなど、適正な文書管理に取り組むこととされた。（健康福祉局）
- ② 起案文書の作成について、文書管理システムによらないことが常態化している機関があったものについて、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを利用し、事務の効率化・高度化が図られた。（危機管理監，土木建築局）

(4) 備品等の管理について（令和2年度定例監査）

備品や借受物品について、備品出納簿に記録管理すべき備品等の登録が行われていないものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（環境県民局，健康福祉局，商工労働局，土木建築局，教育委員会事務局）

(5) 契約事務に係る不適正な事項について（令和2年度定例監査）

消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備について記載した特記仕様書が実際の種類や数量と相違しているものが見受けられたが、原因の分析を行うとともに、現物確認に基づく仕様書の作成や組織でのチェック体制の強化等による再発防止策が講じられ、適正な事務処理の徹底が図られた。（総務局，健康福祉局，商工労働局，教育委員会事務局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

県立広島病院の医業未収金等の縮減について（令和元年度定例監査）

県立広島病院の長期未収金については、その縮減に向けて取組が進められているが、依然として多額であることから、未収金の解消に向けた取組を一層強化するとともに、未収金の新規発生を防止する対策を講じる必要がある。（病院事業局）